

兵庫県公報

平成30年3月9日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 宅地建物取引業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（都市政策課）	1

公布された法令のあらまし

- 宅地建物取引業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第4号）
国の宅地建物取引業者営業保証金規則の一部改正に伴い、同令の引用条文を改めることとした。

規 則

宅地建物取引業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第4号

宅地建物取引業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

宅地建物取引業に関する手続を定める規則（昭和40年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第8条第3項」を「第7条第3項」に改める。

第13条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

様式第5号中「第8条第3項」を「第7条第3項」に改める。

様式第6号中「第9条」を「第8条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。